

令和8年度 富士市アクセラレーションプログラム f-accel

募集要領

令和8年6月22日

富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター

f-accel 運営受託者

有限責任監査法人トーマツ静岡事務所

1 目的

生産年齢人口や事業所の減少が続く中、本市の地域経済の再生と持続可能な地域経済環境の構築のためには、新規参入に伴う企業間競争の促進や技術革新を図り、ビジネスチャンスを創出する必要があります。

そこで、革新的なビジネスモデルにより新たな市場を創出し急成長する企業等や、地域課題の解決を志向する企業等、第二創業や社内ベンチャーなど新たな事業・分野に取り組もうとする企業等（以下、「スタートアップ等」という。）を募集し、ビジネスアイデアのブラッシュアップから資金調達等まで総合的な支援を実施することで、市内企業の成長や本市の地域課題解決を図ることを目的とします。

2 対象者

次の(ア)から(ウ)に掲げるスタートアップ等とする。

- ・ (ア) 市内に拠点を有する者
- ・ (イ) 市内に新たに事業拠点を置こうとする者
- ・ (ウ) 市内に拠点がある事業者等と協業しようとする者

スタートアップ等：革新的なビジネスモデルにより新たな市場を創出し急成長する企業等や、地域課題の解決を志向する企業等、第二創業や社内ベンチャーなど新たな事業・分野に取り組もうとする企業等。企業等には個人事業主を含む。

3 応募資格（下記要件をすべて満たすこと）

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - ・ 市内に拠点を有する
 - ・ プログラム期間中または期間後に市内に新たに事業拠点を置く意思がある
 - ・ 市内に拠点がある事業者等と協業する意思がある
- ② 3つの募集テーマいずれかで、新しい製品・サービスや、アイデアがあること
- ③ プログラム期間を通じて本プログラムにコミットできること
- ④ 本事業に採択された場合は、翌年度以降の本事業におけるイベントへの登壇等、本事業に積極的に協力すること
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (エ) 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 募集テーマ

企画提案の内容は、以下①～③より選択いただき、ご提案ください。

No	テーマ	概要
①	さらなる成長を目指す 「事業成長 チャレンジ」	既に商品やサービス等が提供されている事業・分野においてさらなる成長を目指す、または新たな事業・分野に取り組む挑戦。
②	暮らしの質を高める 「地域課題 解決」	富士市の地域課題を新たな価値の源泉とし、利益と社会貢献を両立させた持続可能な未来を作る挑戦 【課題①】多様な食・習慣に寄り添う、外国人観光客向け環境整備 【課題②】持続可能な農業の実現 【課題③】林業の担い手増加・人材育成 【課題④】介護人材の確保と生産性向上について 【課題⑤】社会全体での少子化対策の推進
③	新たな価値を生み出す 「共創」	テーマ①・②以外の、スタートアップ等と地域プレイヤーの2者以上で行う挑戦 ※（ご参考）富士市が抱える課題については、富士市デジタル田園都市総合戦略 10 ページ（長期的戦略の体系）と 19 ページ以降（各施策）を参照 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/documents/5005/k.pdf

5 募集スケジュール

スケジュール	内容
令和8年6月22日（月）	募集開始
令和8年7月7日（火）14時30分～16時30分頃	キックオフイベント （事業説明会）
令和8年7月31日（金）13時まで	募集締切
令和8年8月7日（金）頃	書面審査結果通知
令和8年8月17日（月）頃	面談審査
令和8年8月31日（月）頃	面談審査結果通知 （採択事業者の確定）

※応募に関する個別相談を、Be パレットふじにて受け付けています。

予約はお電話（0545-52-6777）でお願いします。

6 応募方法

1. 応募フォーム（Microsoft forms）にアクセスし、必要事項を記入の上、令和 8 年 7 月 31 日（金）13 時までに登録を完了してください。

（Forms アドレス） <https://forms.office.com/e/S2tq8QgBWS>

2. 応募に際し、「応募内容説明資料」を、募集期間内に以下のメールアドレスまでご提出ください。

（提出先メールアドレス） fuji-accel@tohatsu.co.jp

※ メール の 件名 は、「富士市アクセラレーションプログラム 2026 応募（応募者名）」

※ ファイルサイズは 10MB 未満と して ください。

3. 応募内容説明資料のご提出については、受領した旨を運営受託者より提出日の翌日までに応募受付完了メールでご連絡します。運営受託者より応募受付完了メールの返信をもって、応募完了となります。

※ 資料提出後、提出日の翌営業日までに受領確認メールが届かない場合、応募は完了していません。提出資料のデータ容量が合計 10MB 未満となっているかご確認の上、再提出してください。やむを得ず 10MB 以上となる場合は、ファイルを分割して送付してください。

7 審査基準

以下の基準でプログラム参加のための審査を行います。

① 事業性

- ・ 新規性・独自性：地域課題の解決方法として新規性や独自性があるか
- ・ 事業の将来性：事業の拡大性、市場の成長性や収益性が見込まれるか

② 実現性

- ・ 事業の実現可能性：事業に対する知見・経験があり、また実施したい事業の目標は達成可能であるか
- ・ 事業推進体制と熱意：事業へのコミットメントが高く、チームや実施体制として事業をやりきる力があるか

③ 地域インパクト

- ・ 地域波及効果：対象事業の拡大が市内の地域課題解決や産業の創出・活性化等につながるか
- ・ 地域企業等との連携：地域資源の有効活用と同時に地域企業や地域機関等と連携がなされているか

8 プログラム概要

1. 本プログラム受講者は、以下（ア）（イ）への参加は、原則として必須となりますので、応募にあたってご留意ください。都合により参加が見込めない場合には、個別にご相談ください。

（ア）伴走メンターによる個別メンタリング※を月1~2回程度実施

※個別メンタリングの主な内容は、事業アイデアの壁打ち、仮説の軌道修正による事業推進の支援や、中長期目標・KGI・KPIの設定および目標達成に必要なアクション整理、顧客検証のためのマッチング支援などを想定しています。また、必要に応じてスタートアップの成長ステップに応じた専門家によるアドバイスを行います。

（イ）本市内でのコミュニティ形成を目的としたイベント及び、本プログラムでの成果やビジネスモデル、サービス内容を説明するデモデイの開催

（ウ）事業化検証等に関する経費を、50万円（税込）を上限に支援

9 プログラムスケジュール（予定）

日時	内容
伴走支援	
採択後~令和9年3月	個別メンタリング ▶ 頻度：月1~2回程度 ▶ 方法：原則オンライン
イベント等	
令和8年10月頃	コミュニティ形成イベント
令和9年3月	デモデイ（成果発表）

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、運営受託者より速やかに連絡します。

※イベント等の交通費は、8.プログラム概要 1.(ウ)に記載された経費支援の中から支給します。

10 留意事項等

1. 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
(ア) 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反した場合、又はその恐れのある場合
(イ) 応募内容に不備がある場合
(ウ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載、又は静岡県や運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
2. 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、本プログラム実施にあたって必要な範囲で、富士市及び運営受託者、及び外部審査員において共有、利用させていただきます。また、応募者から収集した個人情報を事前の承認なく富士市及び運営受託者、及び外部審査員以外の第三者に提供することはありません。
3. 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには一切、応じることが出来ません。
4. プログラム受講にあたり、エントリーシート等に虚偽情報の記載や申告があった場合、運営を正当な理由なく妨害する行為があった場合、その他不適切であると富士市及び運営受託者が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
5. プログラム受講者の審査は、書面審査により実施します。書面審査においては、外部審査員を含めた審査を実施し、当該審査結果に基づき、富士市が採択者を決定します。
6. プログラム受講者の審査、選定及び承認に関して、富士市及び運営受託者がプログラム受講者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
7. プログラム受講者と富士市及び運営受託者との連絡は、電話又は電子メールを原則とします。

11 問い合わせ先（運営受託者）

本募集に関するお問合せは、以下までお願いします。

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー17 階

有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所

担当：磯村、中村（事務局）

TEL：054-273-8091(代表)

メール：fuji-accel@tohmatu.co.jp

※お電話の際には、「富士市アクセラレーションプログラム f-accel についての問い合わせ」とお伝えください。